平成２２年（フ）第２４２号
釧路市鳥取北５丁目４番13号　プリマヴェーラⅡ102号室
債務者　吉田　貴史
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５３３号
川崎市多摩区長沢１丁目27番７号　パインクリークパーク201
債務者　岩井奈保子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３６２号
大阪府守口市金田町１丁目33番１号
債務者　大杉佳壽美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３６５号
大阪府守口市寺方錦通４丁目５番３―702号
債務者　原田　正道
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３９４号
大阪市東淀川区南江口２丁目２番１―503号
債務者　水野　徳治
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３０６号
横浜市鶴見区馬場７丁目15番10号
債務者　高木　朝子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４０５号
横浜市港北区綱島西３丁目20番15号　我が舎
債務者　盛田　昭子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４１０号
神奈川県海老名市柏ケ谷515番地の１
債務者　鈴木　トキ
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４１２号
横浜市鶴見区東寺尾６丁目31番４号　ＭＫスクエア205号
債務者　野中　　剛
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４２５号
神奈川県海老名市大谷北２丁目19番５号
債務者　安井　祐子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４５６号
横浜市南区永楽町２丁目23番地２　ハーズ横浜ベイガーデン405号
債務者　中島正太郎
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４６４号
横浜市戸塚区秋葉町210番地27　フラットタキザワ102号
債務者　福島　靖彦
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４７９号
横浜市金沢区富岡東５丁目３番15号　富岡Ｂ棟201
債務者　長南　健二
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４８５号
横浜市中区山元町２丁目120番地
債務者　藤田　英次
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７号
秋田県大仙市南外字中袋83番地１
債務者　佐々木美樹
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部